

# 財 政 用 語

## 【予 算】

事 項	説 明
一般会計	町税、国や道からの補助金・交付金、手数料などの収入や、町の行う仕事に必要な支出といったお金の処理をまとめて行うために設けられた会計で、町のお金の流れの中心となっています。
特別会計	国民健康保険事業や下水道事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れをわかりやすくするために、一般会計とは別の会計を設けることになっています。これを「特別会計」といいます。 置戸町では、7の特別会計を設けています。 【置戸町の特別会計】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険特別会計</li> <li>・ 老人保健特別会計</li> <li>・ 介護保険事業特別会計</li> <li>・ 介護サービス事業特別会計</li> <li>・ 簡易水道特別会計</li> <li>・ 下水道特別会計</li> </ul>
普通会計	各地方公共団体の財政状況の把握や財政比較などのために用いられる統計上、観念上の会計です。 地方公共団体の会計は、「一般会計」と「特別会計」によって構成されていますが、地方自治体ごとの各会計の範囲が異なっています。そこで、一定の基準で区別しなおした会計を用いて地方財政統計を作成しますが、このための会計を「普通会計」といいます。
歳入	4月1日から翌年3月31日の1年間を「会計年度」と呼びますが、この会計年度におけるすべての収入のことです。
歳出	4月1日から翌年3月31日の1年間を「会計年度」と呼びますが、この会計年度におけるすべての支出のことです。
継続費	数年度にわたる事業などを実行するとき、その総額と年度ごとの額をあらかじめ一括した予算にし、議会の議決を得たものをいいます。
債務負担行為	「債務」とは、経費の支出義務のことです。 「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。
繰越明許費	「継続費」や「債務負担行為」が最初から複数年度にわたるものであるのに対し、維持の性質や予算成立後のなんらかの理由で、その年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、議会の議決を得てよく年度に限り繰り越して使用できるようにする予算をいいます。 通常は、補正予算のかたちで議会に提出します。

前年度繰上充用金	会計年度経過後、その会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度にあてるものをいいます。
専決処分	条例や予算などは議会が議決しなければならない。しかし、時間的に議会の開会を待てない緊急の場合もあります。そのようなときに町長が議会に代わって決定することをいいます。 専決処分をしたことは、次の議会で承認を得なければなりません。

## 【歳入】

町税	町民の皆さんや町内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金です。町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などがあります。
地方譲与税	国税として徴収したものを、国が一定の基準により、町に対して譲与するものです。所得譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税があります。
利子割交付金	金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が個人道民税の額に応じて、町に対して交付するものです。
配当割交付金	上場株式などの配当には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定の基準により、町に対して交付するものです。
株式等譲渡所得割交付金	株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定の基準により、町に対して交付するものです。
地方消費税交付金	地方消費税の一部を財源として、道が人口と従業者数で按分し、町に対して交付するものです。
自動車取得税交付金	自動車取得税の一部を財源として、道が町道の長さや面積に応じ、町に対して交付するものです。
地方特例交付金	国の施策である恒久的な減税により、町税が減収となります。その一部を補てんするために国から交付されるものです。
地方交付税	全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定の基準により町に交付するものです。
交通安全対策交付金	道路照明灯、カーブミラーなどの道路交通安全施設の設置や管理に必要な経費にあてるために、道路交通法に定める反則金を財源として、国が町に対して交付するものです。
分担金及び負担金	町の行う事業により利益を受けるかたから、その受益を限度として徴収するものです。保育園の保育料などが該当します。
使用料及び手数料	町の施設の利用や特定の事務により利益を受けるかたから、その受益に対する実費負担的ものとして徴収するものです。体育館の使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当します。

<b>国庫支出金</b>	国と町が共同で事業を行う場合、あらかじめ経費の負担割合を定めませんが、それに基づいて、国が町に対して支出するものです。負担金、委託費、特定の施策の奨励、財政援助のための補助金などがあります。
<b>道支出金</b>	道が町に対して支出するものです。道自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金を道が経費の全部または一部として交付するものがあります。
<b>財産収入</b>	町が有する財産の貸付け、売払いなどにより得た現金収入のことです。公共用地の売払収入や、基金積立金の利子などが該当します。
<b>寄附金</b>	民法上の贈与で、金銭に限られるものです。用途が特定されない「一般寄附金」と、用途を限定した「指定寄附金」があります。
<b>繰入金</b>	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」、その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」といいます。
<b>繰越金</b>	前年度の決算上、余ったお金です。
<b>諸収入</b>	収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたものです。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
<b>町債</b>	学校や庁舎などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、地方自治体が、政府・公営企業金融公庫・銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といいます。この「地方債」のうち、町が調達する資金が「町債」です。町債を起こすことを「起債」といいます。

## 【歳 出】

■目的別分類	
<b>議会費</b>	町議会運営のための経費です。 議員報酬もこれに含まれます。
<b>総務費</b>	庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などの経費です。
<b>民生費</b>	障がいのあるかたや高齢者に対する福祉の充実、子育て支援などの経費です。
<b>衛生費</b>	環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。
<b>農林水産業費</b>	農林水産業の振興を図るための支援や、生産基盤整備などの経費です。
<b>商工費</b>	商工業や観光の振興などの経費です。
<b>土木費</b>	道路や河川、公営住宅などの社会資本整備のための経費です。
<b>消防費</b>	消防や火災予防などの災害対策のための経費です。
<b>教育費</b>	学校教育、生涯学習の充実、文化、スポーツ振興などの経費です。
<b>公債費</b>	町債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
<b>給与費</b>	職員の給料や共済費などの経費です。

<b>災害復旧費</b>	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。「災害復旧費」と同じ内容ですが、経費を行政目的別に分類した場合には「災害復旧費」に、性質的に分類した場合には「災害復旧事業費」になります。
<b>諸支出金</b>	支出の性質により、他の支出科目に含まれない経費をまとめた経費です。土地取得費などがあります。
<b>予備費</b>	予算編成のときには予想しなかった、予算外の支出に対応するための科目です。
<b>■性質的分類</b>	
<b>義務的経費</b>	町の歳出のうち、その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費から構成されています。
<b>投資的経費</b>	道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことです。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。
<b>人件費</b>	議員の報酬、職員の給与などの経費です。
<b>扶助費</b>	児童福祉法などの法令に基づいた児童手当などの支給や、町が単独で行う各種扶助のための経費です。
<b>物件費</b>	町の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。賃金、旅費、需用費などがこれにあたります。
<b>維持補修費</b>	道路、公共施設などを管理するために必要な経費です。
<b>補助費等</b>	町から他の地方公共団体（道、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。主なものとして、講師謝礼金などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。
<b>普通建設事業費</b>	道路、橋、学校、庁舎など、公共施設の新増設の建設事業に必要とされる、投資的な経費です。
<b>災害復旧事業費</b>	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。「災害復旧費」と同じ内容ですが、経費を行政目的別に分類した場合には「災害復旧費」に、性質的に分類した場合には「災害復旧事業費」になります。
<b>公債費</b>	町債の元金・利子を支払うための経費です。
<b>積立金</b>	財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に、年度間の財源変動に備えて積立てる経費です。
<b>投資及び出資金</b>	財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出損金や、公社などへの出資も該当します。
<b>貸付金</b>	地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、町が、直接あるいは間接に、現金の貸付けを行うための経費です。

<b>繰出金</b>	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用するものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。
------------	---

### 【地方交付税】

<b>地方交付税</b>	全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定の基準により町に交付するものです。
<b>標準財政規模</b>	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示すものです。 地方税法に定める法定普通税を、標準税率により地方交付税法で定める方法で算定した標準税収入額に、地方道路譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金を加え、さらに普通交付税を加算して算定されます。
<b>基準財政収入額</b>	各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額です。 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として、普通交付税が交付されます。
<b>基準財政需要額</b>	地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定方法によって合理的に算定した額です。 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として、普通交付税が交付されます。
<b>財政力指数</b>	基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値の過去3年の平均値のことで、地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標です。財政力指数が高いほど財源に余裕があるとされ、1を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となります。

### 【財政分析】

<b>経常収支比率</b>	財政構造の弾力性（ゆとり）を判断するための指標です。地方税・普通交付税などの、使いみちを制限されない毎年収入される性質の収入（経常的な収入）に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年度支出される性質の支出（経常的な支出）の割合です。 この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。市では80パーセント、町村では75パーセントを超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。
---------------	---

<b>公債費比率</b>	<p>一般財源のうち、公債費に割り当てられた額の、標準財政規模に対する割合です。</p> <p>この数値が高いほど、財政構造の硬直性の高まりを示しています。財政運営上、10パーセントを超えないことが望ましいとされています。</p>
<b>起債制限比率</b>	<p>財政の健全性を確保するため、公債費による財政負担の割合を判断し、地方債の発行を制限するための指標です。</p> <p>20パーセント（一部の町債は30パーセント）を超えると、町債の借り入れが一部制限されます。</p>
<b>実質公債費比率</b>	<p>地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率を示す指標であり、地方債発行における簡易協議を行う際に必要となる指標です。</p> <p>3ヶ年平均値が18パーセント以上になると公債費負担適正化計画の策定を前提に地方債の発行が許可されることになり、25パーセントを超えると借入れが一部制限されます。</p>
<b>公債費負担比率</b>	<p>公債費と一般財源の関係を見るための指標です。公債費に割り当てられた一般財源の額が、一般財源総額に占める割合で表します。</p> <p>この数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示します。</p> <p>一般的には、財政運営上15パーセントが警戒ライン、20パーセントが危険ラインとされています。</p>

## 【その他】

<b>補助事業</b>	町が、国や道から、負担金・補助金を受けて行う事業です。
<b>単独事業</b>	町が、国や道の補助を受けずに、町独自の経費で任意に実施する事業です。
<b>一般財源</b>	使いみちを特定されず、どのような経費にも使用することが出来る財源です。町税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがこれにあたります。
<b>特定財源</b>	補助金のように用途が特定されている財源です。 国庫補助金、道補助金、町債などがこれにあたります。
<b>一時借入金</b>	支払資金が不足した場合に借り入れもので、いわゆる回転資金です。借入の限度額を予算に定めるとともに、その年度の歳入をもって年度内に償還しなければなりません。
<b>基金</b>	特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産、または定額の資金を運用するために設ける資金や財産のことです。 財政調整基金、減債基金、農業振興基金などがあります。
<b>類似団体</b>	全国の市町村を「人口」と「産業構造」をもとに類似化したものです。置戸町と同程度の町の財政状況を把握するための、最も身近な尺度です。